

「老人ホームのあり方」に関する中間意見

昭和47年12月23日

中央社会福祉審議会
老人福祉専門分科会

老人福祉専門分科会は、本年4月以来これからの「老人ホームのあり方」について慎重に審議を続けているところであるが、当面、緊急に対応を要すると考えられる諸問題について、今後のあるべき老人ホームの方向を念頭におきつつ、別紙のとおり意見をとりまとめたので、これが推進について善処願いたい。

なお、当分科会がこの時期において中間意見を提出した主なる理由は次のとおりである。

1 昨今、年金制度の改善をはじめ各般の老人対策の拡充が論議されているところであるが、老人ホームの整備もまた急速に推進されるべきである。

特に、現在において約9万人、近い将来において約20万人近い人々がその老後を託すこととなる老人ホームの整備は、向上する国民生活水準、変化する老人福祉の思想、多様化する老人のニードに対応するものでなければならない。

老齢年金制度の成熟、住宅対策、在宅福祉対策等関連福祉対策の充実に伴い、老人ホームも又新しい姿が指向されるべきである。

現在、老人ホームの約3割強を占める生活保護法から移管された木造施設は、特に改築を急ぎ、今なお残る養老院的残滓を早急に払拭すべきである。

2 高齢病弱老人が増加していること、および未収容のねたきり老人が現在多数居ること等、特別養護老人ホームの需要は大きく、かつ、その機能と役割の再検討を急がねばならない。

3 施設の急増に対応して、職員の確保、財政的助成措置の改善を図るべきである。

第1 老人ホームの施設体系のあり方について

現在の老人ホームの体系には、沿革的に低所得層を対象とする施設が含まれており、保護施設的色彩が濃く残っている。しかし、今後年金制度の成熟が進行するに伴い、老人ホームは居住性が高く、かつ、老人の心身機能状態に応じた手厚い福祉ケアを充足できるものに変化するべきである。

老人ホームを「収容の場」から「生活の場」へと高め、福祉ケアとしての老人の心身機能に応じた内容と、個人のプライバシーを重んずる一般の住居水準に劣らない内容とを有するようにすべきであろう。

1 老人ホームの施設体系の変革について

老人ホームの体系は、ケアを要する老人は所得の如何にかかわらず、その心身機能の状態に応じて入所できるような体系へ移行すべきである。

ナーシングホームや中間施設のあり方、及び精神障害老人、あるいは身体障害老人向けの専門施設の必要性等については、今後なお慎重に検討する必要がある。

2 老人ホームの機能の充実にについて

老人ホームの機能についても、老人の心身機能にそくしてさらに改善されるべきである。心身機能が低下した老人に対しては、特に、介護、医療、リハビリテーション等に必要な機能の整備が重視されるべきであり、ある程度の日常生活能力を有する老人については、自主的な生活を可能とするための居室の個室制等に努めるべきである。

3 「コンビネーション・システム」の推進について
心身機能の変化に対応する処遇を確保し、又生活環境の変動を喜ばない老人の特質を考え、さらに施設運営の合理化等の視点から、同一敷地内に各種の老人ホームが有機的に設置運営される「コンビネーション・システム」の必要性が今後益々増大することとなろう。この場合における施設の配置、管理部門等共用部門のあり方、あるいは施設の総合化がもたらす問題点の解消等について十分検討されるべきである。

4 施設整備の基礎的条件の確立について

老人ホームの需要および先進諸国の整備量等からみて低水準にある我国の老人ホームについて、その量的確保を図ることは勿論、さらに今後の年金水準の改善等による老人の生活水準の向上、および一般国民の住居水準の向上や老人のプライバシー意識の尊重等、将来を予想してその質的改良を図ることが必要である。そのためには思い切った助成措置が講ぜられるべきであり、特に土地確保のための助成措置、例えば国有地の無償または低額の貸付け等を行い設置者の負担軽減を図るべきである。

さらに、施設の整備を急速に進めるためには、有料老人ホーム、老人向け住宅等をも含めて財政投融資の活用について前向きに検討する必要がある。

第2 老人ホームの設備・構造のあり方について

老人ホームの設備・構造は、長期的使用に耐えうるよう将来展望に立って決定されなければならない。そのような観点から考える時、将来においては、国民生活水準の向上、老人のニーズの多様化、年金制度の充実等が予想されるので、老人ホームの設備・構造もそれに応じた内容のものにしておく必要がある。

現行の設備及び運営に関する基準は、かかる意味において抜本的に改正する必要が生じる。

老人ホームの体系が老人の心身機能状態に応じて再構成されるに伴い、老人ホームの設備・構造も、濃厚な介護を要する老人のためのホームとかなりの

介護を要する老人のためのホームの2種類に区分して設置されるべきである。

1 基準面積の改善と各部門の充実

(1) 居室部門

老人の心身機能に応じた福祉ケアの充実と将来の一般住居水準の向上に見合った居住性の向上を勘案して、居室面積（収納部分を含む）を次のように改善すべきである。

濃厚な介護を要する老人のためのホーム

1人当たり 8.25m² (2.5坪)

かなりの介護を要する老人のためのホーム

給食をたてまえとするホーム

1人当たり 14.85m² (4.5坪)

自炊をたてまえとするホーム

1人当たり 21.45m² (6.5坪)

(2) 保健医療部門

全ての老人ホームにリハビリテーション設備の設置を義務づけるべきである。

なお、老人ホームにおける医療機能の強化については、引き続き検討中である。

(3) 利用部門

利用者の生きがいを高めるため最小限、談話室、集会室、ワークルーム、教養娯楽室の設置を義務づけるべきである。

(4) その他の部門

利用者地域社会とのつながりを保つため、面会室や家族のための外来者宿泊室等の設置を考慮すべきである。

また、庭園、広場等の屋外環境の整備に努めるべきである。

2 地域利用に供する設備について

集会室、ワークルーム、食堂等老人ホームが地域社会のための施設として地域老人等のニーズに応えうるよう必要な設備の整備に努めるべきである。

3 設備・構造の改善

利用者の処遇の水準向上と職員労働の省力化等をねらいとして、調理設備、洗濯設備等の近代化を行うとともに、老人ホームの特質にかんがみ安全設備等の整備改備を図るべきである。

また、木造建築物の老人ホームについては年次計画をもって、昭和50年代前半までにその不燃化を図るべきである。

4 施設設備に対する助成の改善

老人ホームの利用者に対して、その心身機能に応じた福祉ケアの充実と居住性の向上を図り、さらに設備・構造の近代化を推進するためには、これに対する助成措置を改善する必要がある。

- (1) 国庫補助単価を実情に見合う単価にするべきである。
- (2) 設置者負担の増大に対応して、社会福祉事業振興会の貸付利子の減免を図る必要がある。又、地方公共団体が利子補給をすることを考慮すべきである。
- (3) 多額の経費を要する設備の更新に対する助成を検討すべきである。

第3 老人ホームの運営、管理のあり方について

老人ホームの体系の変化に応じて、老人ホームの運営、管理についても根本的再検討を行う必要があるが、当面、次の諸点の改善を行うべきである。

1 職員配置の充実

- (1) 老人ホームにおける給食は、処遇上きわめて重要なものであるが、現行の調理員の配置基準をもってしてはその機能が十分に充たし得ない

ので早急に増員を図る必要がある。

- (2) 栄養士については、老人食の特殊性および限られた費用の範囲内で最善の給食を行うため重要な存在であり、未配置の施設にも栄養士を配置すべきである。
- (3) 今後の老人ホームにおける医療処遇の重要性にかんがみ、特に特別養護老人ホームにあっては、看護婦の勤務が常時確保されるように緊急に増員を図るべきである。
- (4) 特に、特別養護老人ホームにおいては、内科以外にも精神科、整形外科、眼科、歯科等の診療が必要とされる実状にあるので、協力病院等の確保に必要な予算措置を講ずるべきである。
- (5) 特別養護老人ホームについては、夜間における利用者処遇の万全を期するための夜勤体制の充実を図る必要がある。
- (6) 利用者に対する給食時刻の適正化のため、および職員の病休、研修参加等による処遇の低下を補完するために、パートタイム職員の採用ができるよう予算措置を講ずるべきである。

2 施設機能の地域社会への供与

給食サービス、機能回復訓練等老人ホームの機能を広く地域社会に供与することは、利用者の地域社会との交流、社会資源の効率的活用等から積極的に推進する必要があるため、これらに必要な運営費について助成措置を講ずるべきである。